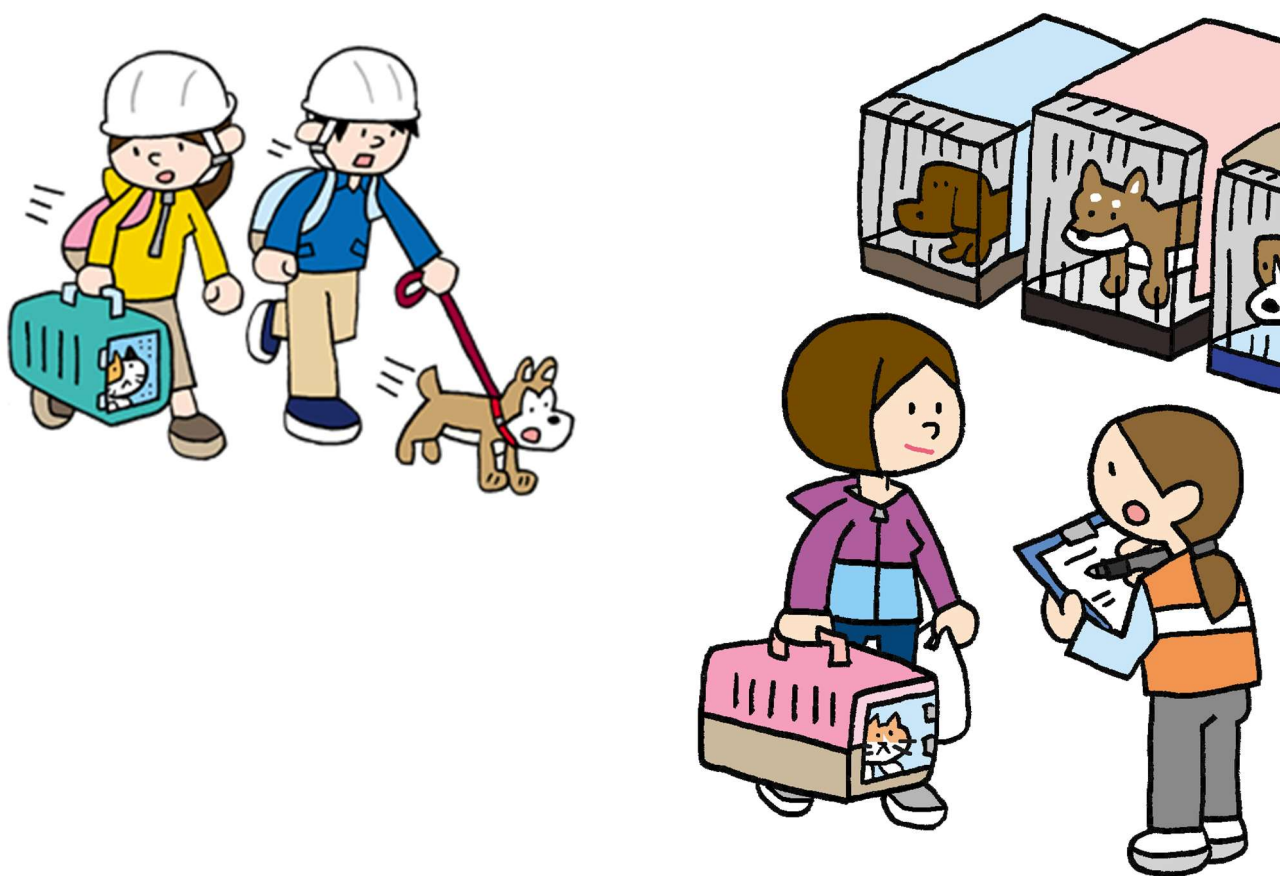


災害時における

ペットのための行動指針



新 城 市

目 次

1 はじめに

2 災害時のペット対策



3 ペット同行避難

- (1) 同行避難の対象動物
- (2) 避難先・避難行動等について
- (3) ペットと離れた場所にいた場合
- (4) ペットがいなくなった場合

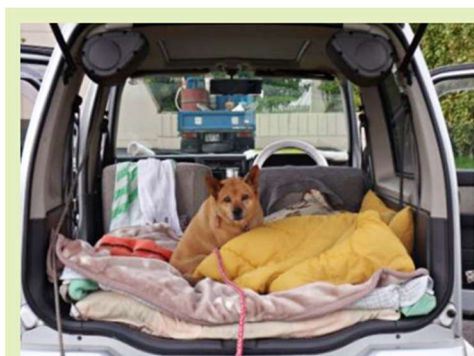


4 日常の備え

- (1) 災害に対する準備
- (2) 安全な住環境の確保
- (3) 日常のしつけとマナー
- (4) 防災用品

《チェックシート》

- 飼い主としての備え
- ペットのために



ペット専用係留所で飼育されている様子 (岩手県)

写真：環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドラインより」

1 はじめに

災害時には、何よりも人命が優先されます。しかし、ペットは家族の一員であるという意識が根付いた昨今、災害時に自宅に置いてきたペットのために家に戻った飼い主が二次災害にあったり、避難所においてペット受け入れを拒否された飼い主が車上生活を余儀なくされたりした結果、エコノミークラス症候群に陥った事例がありました。

また、ペットを放浪状態のまま放置することで、住民への危害をもたらす恐れもあります。これらの災害の教訓として、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となります。

ペットと飼い主の防災対策については、これまで全国で発生した大規模災害におけるペットの対応状況を踏まえ、環境省が「人とペットの災害対策ガイドライン」を平成30年3月に策定しています。

本市においても、ペットを連れた飼い主が「同行避難」した場合に、円滑にペットと避難者を受け入れることができるよう基本的な方針を定める必要があると考え、行動指針を作成するものです。



2 災害時のペット対策

地震等の災害に備え、皆さんは日頃からどのような対策をされていますか。災害時には、人だけでなくペットも危険にさらされます。

自分のペットを守るだけでなく、周囲の迷惑にならないよう管理するのは飼い主の責任です。また、ペットを飼っている人はもちろん、地域の皆さんにも広く「ペット同行避難」について理解してもらい、避難先で混乱が生じることのないよう、日頃から防災用品の準備やしつけ、迷子対策を行い、災害に備えましょう。



環境省のホームページにも詳しい情報が掲載されています。

3 ペット同行避難

ペット同行避難とは、被災時に避難所等へペットとともに避難することです。避難行動を示す言葉であり避難所内で飼い主がペットと同室での生活や同居を意味するものではありません。

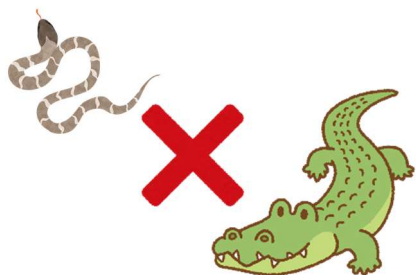
ペット同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも必要な措置です。



写真：環境省 東日本大震災における被災動物対応記録集より

(1) 同行避難の対象動物

同行避難として避難所で対応できるペットは、原則として犬や猫などの小型の哺乳類、鳥類を対象とします。人に危害を加える恐れのある大型動物や危険動物、ワニやヘビ等の特定生物などの動物は、避難所での受け入れはできません。避難所へ収容できない動物を飼われている方は、平時から受け入れ先を定めておく必要があります。



(2) 避難先・避難行動等について

被災状況等により、次の避難行動について検討・準備しましょう。

ア 在宅避難（自宅で避難生活を行うこと）

被災後、自宅が安全と判断できれば、ペットとともに在宅避難でも構いませんが、近隣の被災状況を確認し、飼い主自身の安全を確かめましょう。

また、災害の大きさによってはライフラインの復旧が遅くなる場合もあります。平常時に備えていたペット用の備蓄品等が不足する場合も考えられますので、近所の方や避難所へ状況を報告しておくことも必要です。

イ 一時預け先や避難所への避難

自宅にすることができなくなった場合は、避難所や親戚宅等へペットと同行避難することが考えられます。ペットに必要な用品は飼い主が責任を持って携帯し、ペットは逃げ出さないよう必ずリードを着けるか、ケージなどに入れて避難しましょう。

なお、避難所へのペットの受け入れは、受け入れスペースなどの関係もあり、避難所運営責任者の判断になることもあります。

《避難所におけるペット飼育のマナーと健康管理》

- ◎ 避難所では、ペットの飼育管理は飼い主が責任を持って行うことになります。
避難所は様々な人と集団生活を送る場所となるため、ペットの鳴き声、臭い、アレルギーなどの問題から避難者の居住スペースでのペットとの同居は極めて困難であると考えられます。避難所のルールに従い、ペット専用の飼育スペースで衛生的な管理を行うとともに、飼い主同士で協力してルールを作ることが必要になります。
また、ペットはストレスから体調を崩したり、病気を発症しやすくなるためペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める必要があります。
- ◎ 様々な事情により飼い主自身がペットを飼養できない場合には、ペットホテル等の一時預け先に預ける方法も考えられます。

ウ 車の中での飼養

飼い主もペットとともに車中泊する場合や、ペットだけを車の中で飼養する場合があります。車中での飼養では夏季の熱中症やエコノミークラス症候群等への対策と注意が必要です。

また、長時間車を離れる場合には、ペットを車中以外の安全な飼育場所に移動させるなどの配慮が必要になります。

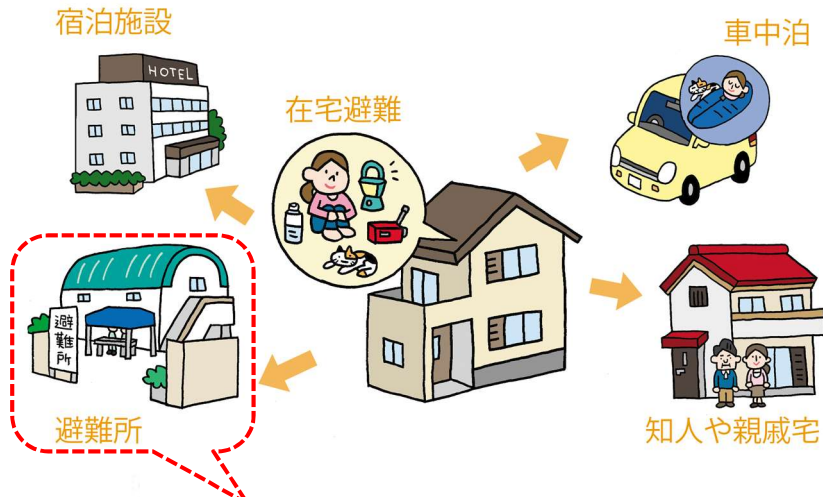


エ ペットのみ自宅等にて飼養

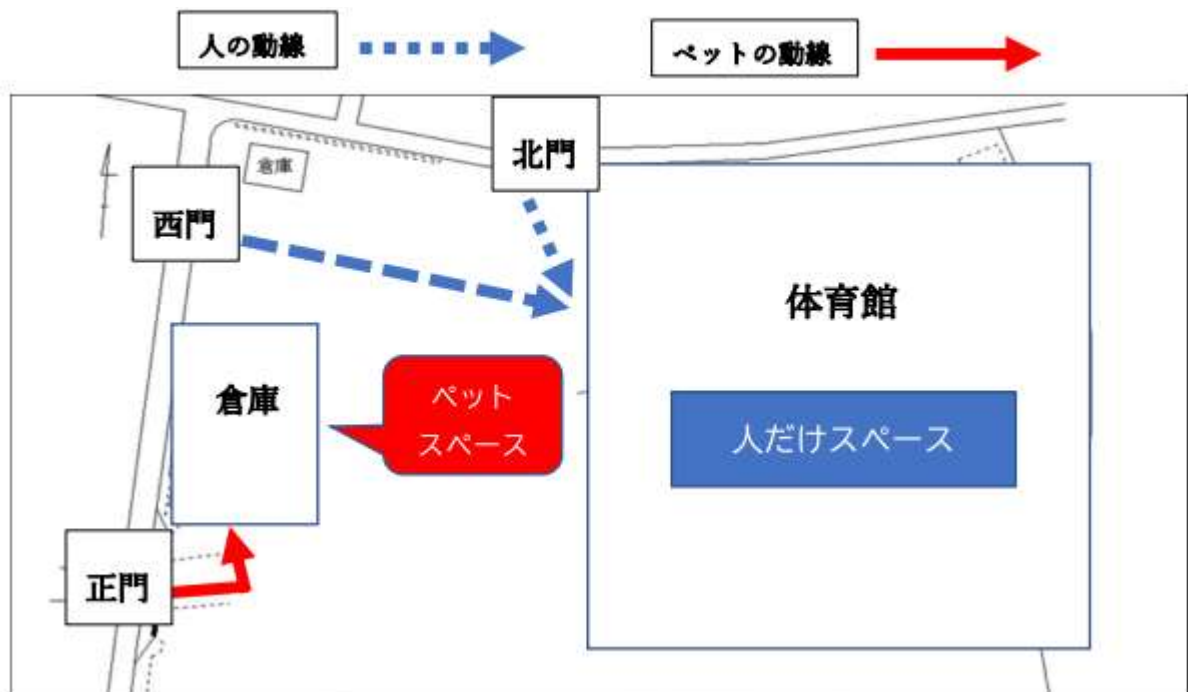
災害により、ペットを避難させることが困難であると判断し、やむを得ず、自宅等にペットを置いてきた場合には、次のように対応しましょう。

- 飼い主自身の安全を確保しながら、必ず定期的に自宅へ戻り、飼養管理をしましょう。また、必ず近隣の避難所の受付簿にその旨を記入し、フード（餌）等が不足した場合に支援してもらえるようにしましょう。
- ペットが家から逃げ出さないよう窓や出入り口を閉め、二次災害に遭わないように安全で安定した部屋に置いてきましょう。屋外で飼養している犬は、首輪や鎖等を点検し、離れないようにしましょう。
- 簡単にひっくり返らないような容器に十分な水を入れておきましょう。水は絶対に欠かさないようにしておきましょう。

《避難先・避難行動等のイメージ》



避難所内でのペットとの住み分け一例



(3) ペットと離れた場所にいた場合

災害発生時に外出しているなど、ペットと離れた場所にいた場合は、飼い主自身の被災状況等を考えて(2)のうちいずれかの判断をしましょう。

(4) ペットがいなくなった場合

災害により、万が一、ペットが逃げ出したり、同行避難中にはぐれてしまった場合には、ペットについての情報等を必ず市役所、もしくは愛知県動物愛護センターに届け、飼い主自身で責任を持って探すように努めましょう。

※ 連絡先

- ① 市役所環境政策課 0536-23-7690
鳳来総合支所 0536-22-9931
作手総合支所 0536-25-7875
- ② 愛知県動物愛護センター 東三河支所 0532-33-3777
〒441-8077 豊橋市神野新田町字京ノ割 50-2
- ③ 新城警察署で保護されている場合もあります。
0536-22-0110

≪身体障がい者補助犬について≫

◎ 盲導犬、聴導犬、介助犬はペットではありません。

被災者が補助犬を連れて避難してきた場合には、補助犬の避難所への入室を拒んではならないことが「身体障害者補助犬法」で定められています。

（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）

補助犬の同伴については、円滑に受け入れを行ってください。

【注意点】

- 補助犬は訓練されていますが、環境の変化などにより神経質になっていることがあるため、不用意に触れたりしないよう 他の避難者に周知する必要があります。
- 避難者の中には動物が苦手な方や動物アレルギーの方もいます。そのような方への配慮をしたうえで、補助犬と飼い主が過ごせる場所の確保などを事前に検討する必要があります。



4 日常の備え

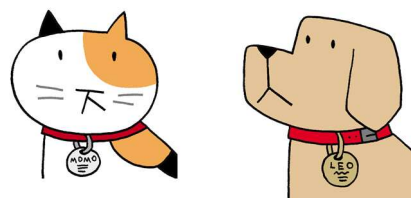
(1) 災害に対する準備

災害はいつ起こるか分かりません。いざという時にあわてないように日頃から準備をしておきましょう。

災害が起きたとき、どこへ避難すればよいのか、避難経路はどうなっているのか、家族でどのように連絡をとるのか、何を持ち出すのか、ペットをどうするのか、家族でよく話し合っていることも対応できるようにしておくことが大切です。

例えば…

- ✧ 家族の集合（避難）場所を決める。
- ✧ 連絡方法を決める。
- ✧ 親戚、知人の連絡先を家族で確認する。
- ✧ 子どもだけ、動物だけで留守番をしているときに、声を掛け合ったり様子を見てもらったりできるよう、普段から近所の人たちとのコミュニケーションをとる。
- ✧ 動物に迷子札をつける。特に屋外で飼っているペットや屋内でフリーにしているペットには必須。



(2) 安全な住環境の確保

地震が起きると、家具などが転倒し、避難経路がふさがれ避難が遅れたり、窓ガラスなどの破損でガラスの破片を踏み、ケガをすることが考えられます。飼い主とペットのために生存空間の確保を図りましょう。

《室内でペットを飼っている人》

家具の転倒防止対策や、ガラスに飛散防止フィルムを貼るなどしましょう。

《屋外でペットを飼っている人》

ブロック塀の倒壊や、ガラス・瓦の落下が起こることも。飼育場所はそのようなことが防げる場所を選ぶべきです。

また、驚いて逃げ出すことも考えられます。

柵の高さなどもう一度見直してみましょう。

《水槽やカゴでペットを飼っている人》

水槽やカゴの転倒防止対策をし、破損防止のため、水槽にガラス飛散防止フィルムを貼りましょう。



(3) 日常のしつけとマナー

犬や猫を収容施設等に預ける場合、適切な取り扱いを受けるためには日常のしつけが大切になります。

ア 非常時には、ケージでペットを飼養することが考えられます。普段からケージに慣れさせるようにしましょう。



イ 避難場所は日常の環境と異なるため、おびえて鳴いたり、暴れたりすることが考えられます。犬の場合は、普段から無駄吠えなどをしないようしつけましょう。

ウ ペットに所有者明示をすることは必須条件です。犬の鑑札や迷子札をつけたり、マイクロチップを挿入するなどして所有者明示をしましょう。

エ 放し飼いや糞尿の不始末は、周囲に大きな迷惑をかけます。普段からルールを守って地域の人に愛されるように飼いましょう。

(4) 防災用品

ペットのための防災用品として、「命にかかわるもの」、「他のものでは代用できないもの」を準備しておく必要があります。

《餌と水（最低5日分）》

ドライフードなど、長期保存が可能なもの。

療法食（尿石用、アレルギー用など）の場合は特に重要です。また、犬や猫以外の特殊なペットの餌は救援物資として手に入ることはほとんどないと考え、多めに用意しておきましょう。



《支援物資について》

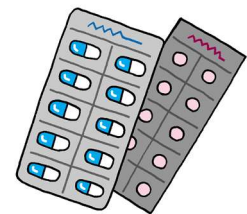
被災地では1か月ほどペットフードなどの支援物資が届かなかった避難所も実際にあったそうです。それらを念頭に置いた準備が必要です。

《常備薬・処方薬》

かかりつけの動物病院が被災し、診療を受けられなくなることも考えられます。

ペットの薬は数日分を余分に用意しておく

よいでしょう。（処方箋のコピーと一緒に薬袋にいれ、防水袋に入れましょう。）



《飼い主や動物の記録》

動物の既往歴や健康状態、飼い主の連絡先などを記録したものは、ペットを収容施設に預けるときに必要となります。

《リード、キャリーバック、ケージ》

災害の後にはがれきやガラスの破片などで危険がいっぱいです。

また、過酷な状況でペットが興奮して人を襲うことも考えられます。必ずリードで係留しましょう。キャリーバッグやケージは、寝床に使用できるので重宝します。

《動物の写真》

迷子になったときに探す手がかりになります。

また、飼い主である証明にも役立ちます。

《糞取り袋、ペットシーツ、新聞紙》

周囲に迷惑をかけないようにするため、糞尿の始末は必須条件です。

《食器》

水の使用ができない場合を考え、使い捨てのものがよいでしょう。

《ポリ袋》

ごみ袋としてはもちろん、食器代わりに使うことも可能です。

《あとと便利なもの》

○毛布・バスタオル

防寒や清掃に使うことができます。

○手入れ用品

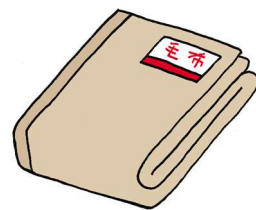
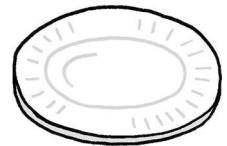
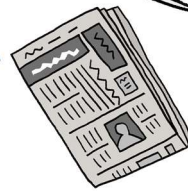
ペットを清潔に保つため、ブラシ、コーム、ドライシャンプー、消臭剤、ウェットタオルなどを用意するとよいでしょう。

○おもちゃ

ペットを落ち着かせるのに使えます。

○ビニールシート

風よけや雨よけになります。



★ 避難のときに全て持ち出せるとは限りません。

様々な場合を想定し、
持ち出し順位をつけ
ましょう。



《チェックシート》

飼い主としての備え

チェック項目	チェック欄
家具の固定などがされていますか。	☐
災害発生時の対応について家族で話し合いをしていますか。	☐
避難場所の確認をしていますか。	☐
防災用品の準備をしていますか。	☐

ペットのために

(1) しつけと健康管理

チェック項目	チェック欄
飼い主以外の人とも仲良くできますか。	☐
他の動物と仲良くできますか。	☐
ケージに慣れていますか。	☐
トイレのしつけはできていますか。	☐
所有者明示はしてありますか。	☐
狂犬病などの予防接種はすませてありますか。	☐
ノミ、ダニなどの予防はしていますか。	☐

(2) ペットのための準備

チェック項目	チェック欄
餌と水(5日分以上)の準備をしていますか。(1か月届かない事例 有)	☐
糞取り袋とペットシーツを準備していますか。	☐
常備薬の準備をしていますか。	☐
食器などの準備をしていますか。	☐
予備のリードなどの準備をしていますか。	☐
クレート(ケージ)などの準備をしていますか。	☐
災害時ペットの預かり先を決めていますか。	☐
動物手帳などを用意してありますか。	☐



(3) その他の準備

チェック項目	チェック欄
近所と良好な関係を保っていますか。	☐
防災訓練などに積極的に参加していますか。	☐
飼養についてのルールを守っていますか。	☐
ペットをつれて避難経路を歩いたことがありますか。	☐
引越しなどで住所が変わった場合、マイクロチップの情報や、犬の登録情報の変更を行いましたか。	☐

この行動指針に関するお問い合わせ
市民協働部 環境政策課 環境保全係
電話:0536-23-7690 新城市役所 本庁舎 2 階

《資料編》

避難所へペットと同行避難する際は、次のような書類を整えておく
とスムーズに受付できます。

《避難所用動物調査票》

No

飼い主氏名

携帯電話

動物の種類	犬・猫・その他（ ）			年 齢	歳
動物の呼び名				体 格	大・中・小
性 別	オス・メス・不妊去勢済			毛 色	
病 気	無・有（ ）			ノミ・ダニ	済・未
混合ワクチン	済・未	フィラリア	済・未	狂犬病予防	済（月）・未
性 格	人なつこい・大人しい・咬む・吠える・（ ）				
普 段 の 飼育環境	屋内（ケージ内・ケージ外・出入り自由）・屋外（リード有・リード無）				
避難所で 必要な物	ケージ・フード・その他（ ）				

（判別）

ネームプレート

No

動物の種類	犬・猫・その他（ ）		
動物の呼び名		毛 色	
年齢・性別	歳	オス・メス・不妊去勢済	
飼い主氏名			
緊急連絡先			
性格・注意事項	人なつこい	大人しい	
	咬 む	吠える	
	その他（ ）		

《ガイドライン・記録集》

- 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン【平成25年6月発行】
- 人とペットの災害対策ガイドライン【平成30年3月発行】
- 災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン＜一般飼い主編＞【平成30年9月発行】
- 災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン＜一般飼い主編（英語版）＞【平成30年10月発行】
- 被災ペット救護施設運営の手引き【平成31年3月発行】
- 人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と模範【令和2年3月発行】
- 人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト【令和3年3月発行】
- その他 《記録集》
 - ・東日本大震災における被災動物対応記録集【平成25年6月発行】
 - ・熊本地震における被災動物対応記録集【平成30年3月発行】
 - ・参考資料：「大地震の被災動物を救うために：兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録」【平成8年12月発行】
- その他 《パンフレット》
 - ・「備えよう！いつもいっしょにいたいから」【平成23年9月発行】
 - ・「見つめ直して人と動物の絆」【平成24年9月発行】
 - ・「備えよう！いつもいっしょにいたいから（英語版）」【平成27年3月発行】
 - ・「ペットも守ろう！防災対策」【平成29年9月発行】
- ★避難所におけるペット受け入れ検討の手引き＜避難所運営者向け＞【令和6年12月発行】